

## 内部評価の方法について（案）

### 1 評価方法について

評価方法としては、実証事業と同様に、被評価者の介護に立会い、介助の状況を実際に確認する（現認）、書類で確認する（記録確認）、面談で確認する項目（ヒアリング）の3つの方法とする。

現認については、実証事業において、評価期間が短かったこと等もあり、「時間の確保が困難」という意見があったものの、「現認することの意義を実感した」、「現認しないと評価は難しい」という意見もあったことから、基本的に存置する。

訪問介護における現認について、利用者の同意が得られにくい、1回の訪問で現認できる項目が限られる等の課題が挙げられているが、利用者を含めキャリア段位制度を周知し同意を得られるように努めるとともに、評価期間を一定程度確保することによって対応する。

### 2 評価対象利用者について

実証事業において、対象とした利用者によって評価が異なる結果となったことを踏まえ（データ整理中）原則として入浴・食事・排泄のいずれにも介護を必要とする者であって、できるだけ多くの基本介護技術のチェック項目が評価できる利用者であって、原則要介護4程度の者とする。

### 3 評価シートについて

#### < 「所要時間」を記入することについて >

実証事業において記入はほとんどなかったところ、外部評価の際の参考情報とするため、「所要時間」ではなく、（評価した年月日とともに）評価した時間を記入することとする。

#### < 「評価の参考とした記録や被評価者の対応等」を記録することについて >

実証事業において記入はほとんどなかったが、外部評価の際に必要であり、記入をする必要性についてアセッサ－講習で十分説明する必要がある。

「記入欄が小さい」、「記入例があればわかりやすい」、「複数項目を示しチェックしてもらってはどうか」等の意見を踏まえて検討。